

バーレーン王国 (Kingdom of Bahrain)

通信

I 監督機関等

電気通信規制庁 (Telecommunications Regulatory Authority : TRA)

Tel. : +973 1752 0000

URL : <http://www.tra.org.bh/>

所在地 : P.O. Box 10353, Manama, BAHRAIN

幹部 : Mohammed Ahmed Alamer (長官 / Chairman)

所掌事務

「2002年政令第48号」の施行に伴い、事業者間の競争促進を目的として設立された。主な所掌事務は以下のとおりである。

- ・ 事業免許の付与及び事業者の規制監督
- ・ 周波数・番号等希少資源の管理
- ・ サービス料金基準の設定
- ・ 相互接続管理
- ・ ユニバーサル・サービス条件順守の監督
- ・ 消費者保護
- ・ 機器の型式認定

II 法令

2002年政令第48号通信法布告 (Legislative Decree No.48 of 2002 Promulgating the Telecommunications Law)

通称「電気通信法」。電気通信市場の自由化を目標に、TRAの設立条件及び所掌事務、周波数利用免許付与手続等を規定している。

III 政策動向

1 免許制度

ISP及びその他の付加価値サービス事業にはクラス免許が、その他の電気通信サービス事業には個別免許の取得が必要である。一つの事業者が複数の免許を取得することは可能だが、取得した免許事業ごとに会計を分離する義務が課せられる。外資の上限は49%である。ただし、外国企業が国内に新会社、あるいは支社

を設立する際、外資比率は問われない。2015年9月現在、免許取得事業者数は、クラス免許で29、個別免許で35である。

2 競争促進政策

(1) 支配的事業者規制

「電気通信法」に基づき、TRAは通信各分野で、市場において顕著な支配力を持つ事業者に対する非対称規制を実施する。各種卸売市場において支配力を有する事業者は、「第2次国家電気通信計画(2008～2011年)」等により、非差別的条件下での接続の提供、サービスごとの会計分離やコストベースの料金設定等を義務付けられる。

2012年6月、TRAは通信各市場で最大のシェアを有するBatelcoの各種卸売料金の引下げに関する命令を発行、ビットストリーム(-2%)、DSL(-26%)、専用線(国内:-46%、国際:地域により-28%から-68%)等が対象とされた。2013年から2014年の市場分析では、一般向けブロードバンド接続市場は競争的であると評価され、事前規制が撤廃されている。

(2) ローカル・ループ・アンバンドリング

2011年5月、TRAはBatelcoに対して、Reference Unbundling Offer(RUO)の項目、条件、料金を確定し、5月22日までにローカル・ループ・アンバンドリング(Local Loop Unbundling:LLU)サービスを開始するよう命じ、同月Batelcoは正式にサービスを開始した。2014年には、一般向けブロードバンド市場で同社の支配的事業者規制が撤廃されたため、BatelcoのLLU提供義務はビジネスユーザ向け市場のみに限定された。

(3) 番号ポータビリティ

TRAは2010年4月、「番号ポータビリティ規則」を発表、同年末までに固定・移動電話事業者が番号データベース等を整備し、固定では消費者の申込後72時間以内、移動では48時間以内に移行サービスを実施する体制を整えると定めた。移動体分野の番号ポータビリティサービスは2011年7月17日に開始され、2013年末までに約12万6,000件の利用が生じた。固定部門のサービスも2011年10月10日に導入されている。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

「電気通信法」は、公衆通信市場において顕著な支配力を持つ事業者はユニバーサル・サービス義務を負うと規定している。

(2) 国家ブロードバンド網計画

2012年7月、TRAは事業者報告の分析を基に「2012～2015年国家電気通信計画」を発表、国内のブロードバンド・サービスは光ファイバ基盤を中心に構築、最大通信速度を企業向けサービスでは1Gbps、一般向けサービスでは100Mbps

とするという目標を提示し、超高速ブロードバンド網構築とサービス事業者への卸売を行う NBN 事業者設立の構想を示した。NBN 設立については、2014 年 2 月に Batelco が政府と MoU を交わしている。

4 ICT 政策

政府はインフォマティクス電子政府庁（Informatics and e-Government Authority）が主導する形で市民の ICT 利用促進のための e ラーニング、e ヘルス等に関する各種イニシアチブを発行するほか、電子政府サービスを進めている。各種登録や料金支払が政府のポータルサイトを通して可能であるほか、ID 証明のスマートカードでの発行、電子署名の認証システムの導入等を実施している。

5 消費者保護

TRA は 2012 年 2 月、通信サービス利用における「消費者保護指針」を発表した。このガイドラインは、①消費者の権利、②消費者の選択、③消費者とのコミュニケーションの 3 部から構成され、特に重要とされる消費者の権利は以下のとおりである。

- ・ サービス・プロバイダと契約する前に、サービスの価格に関して詳細な情報を入手できること。
- ・ サービス・プロバイダのヘルプ／相談サービスを無料電話回線経由で利用できること。
- ・ 公正かつ非差別的条件で対応されること。
- ・ 国際基準に則った安全なサービスにアクセスできること。
- ・ 個人情報プライバシーが保証され、詐欺的な販売活動から守られ、更にその他の消費者の権利が保護されること。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「電気通信法」第 38 条は TRA が電気通信機器の認証を行うと定め、同法 24 条 b 項及び 73 条 f 項は認証を受けていない機器を電気通信網に接続することを違法としている。TRA は国際標準規格、相互認証、及び製造者適合宣言（Declaration of Conformity）を含む国内外の認証機関による認証も受け入れる。2009 年 5 月には、基準認証制度における TRA 及び機器輸入業者の役割を更に明確にするための規則策定に向けたコンサルテーション文書を発表している。

無線通信機器の技術基準策定及び認証はインフォマティクス電子政府庁に所属する無線免許及び周波数監視部門（DWLFM）が管轄している。

V 事業の現状

1 固定電話

2015年3月現在の固定電話加入者数は23万7,000である。移動電話の普及とサービスの充実に伴い、Batelcoがほぼ独占しているPSTN回線のほか、FWAを通じたサービスが提供されており、2015年3月には固定電話全体の31%に達している。IP電話の提供は自由で、2014年末に数千の加入者が存在する。国際通信は、衛星のほか、湾岸光ファイバ・ケーブル及び欧州と極東諸国を結ぶSEA-ME-WEケーブルを通じて行われている。

2 移動体通信

Batelco、Zain及びサウジ・テレコム子会社Vivaが市場に参入している。2015年3月現在、加入者数は247万で、普及率は182%に達した。加入者の82%がプリペイド・サービスを利用している。TRAは2010年8月から、プリペイド端末利用に登録制度を導入、未登録のSIMカードの利用は許容されない。

3社はともに3Gの商用サービスを実施しており、2015年6月までに合計で約170万5,000の加入者を得ている。LTEについては、2013年前半から既存3社が試験的サービスを実施してきたが、2013年9月に、それぞれが900MHz帯、1.8GHz帯、2.1GHz帯の利用許可を取得した（電波／Ⅱ－2の項参照）。2015年6月現在、LTEサービス加入者数は、3社合計で約59万3,000である。スマートフォンはBlackBerryやiPhone等が導入されている。

3 インターネット

2011年には、国内のインターネット接続が100%ブロードバンド接続となった。2015年3月現在、加入者合計は182万4,000（モバイル含む）で、モバイル・ブロードバンドが加入者シェアの91%を占めている。固定・移動を合わせたブロードバンドの普及率は147%に達している。固定ブロードバンドでは、Batelcoが最大通信速度下り150Mbps／上り15MbpsのADSLサービス、Mena TelecomとZainがWiMAXサービスを提供している。

4 新成長サービス

（1）IPTV

Batelcoが同社のマルチメディア・セットトップボックス「BlackBox」の利用者向けに、無料チャンネル117と有料チャンネルのオプションパッケージを提供している。

（2）モバイルテレビ

2010年5月からVivaが3G網上のテレビ番組配信サービス「Viva TV」を開始し、12チャンネルを提供している。

VI 運営体

バーレーン電気通信会社 (Bahrain Telecommunications : Batelco)

Tel. : +973 1788 1881

URL : <http://www.batelcogroup.com/>

幹部 : Ihab Hinnawii (最高経営責任者 / CEO)

概要

1981年に国有会社として設立され、2014年末現在も株式の77%を政府系の機関が所有している。設立当初より持株会社 Batelco Middle East Company (BMEC) 等を通じて、エジプト、クウェート、イエメン、ヨルダン、サウジアラビアの通信市場に進出している。2014年のグループ総売上高は、前年比5%増の3億8,970万BHDであった。

放送

I 監督機関等

情報省 (Ministry of State for Information Affairs : MSIA)

Tel. : +973 1787 1111 +973 1787 1112

URL : <http://www.mia.gov.bh/>

所在地 : P.O. Box 253, Manama, BAHRAIN

幹部 : Isa Abdulrahman (大臣 / Minister)

所掌事務

2015年に設立、それまで放送分野の規制官庁であった情報庁 (Information Affairs Authority) の所掌を引き継ぎ、メディア政策全般の策定を所掌し、テレビ・ラジオ放送事業者の番組規制を実施する。

II 法令

1 1993年政令法律第1号 (Legislative Decree No.1, Jan 1993)

バーレーン・ラジオ・テレビ公社 (Bahrain Radio and Television Corporation : BRTC) の設立条件と権限を規定している。

2 2012年王令第40号 (Royal Decree No.40 for the Year 2012)

MSIA の設立条件を規定している。

Ⅲ 政策動向

1 公共放送のガバナンス

国営放送事業者 BRTC の運営・番組管理は MSIA が実施している。BRTC は広告放送を受け付けており、広告の放送を希望する企業は、MSIA への申請を通じて 1 番組ごとに許可を得ることとされている。

2 地上デジタル放送

2009 年に DVB-T 方式、2013 年に DVB-T2 方式が採用されたものの、2013 年の MSIA の 5 年計画には地上デジタルに関する言及はない。

Ⅳ 事業の現状

1 ラジオ

BRTC のラジオ部門がアラビア語の総合放送のほか、コーラン放送等、5 系統の専門放送を実施している。商業放送には、インド系住民向けの Voice FM 等がある。

2 テレビ

BRTC のテレビ部門 Bahrain TV がアラビア語及び英語で 5 系統のサービスを行っており、アラビア語総合放送のチャンネル 44 (24 時間/日) と英語総合放送のチャンネル 55 (7 時間/日) が中心である。英語放送については、英国 BBC、米国 CNN のほか、ロンドンに本拠を置き、中東諸国全般を対象とした衛星放送番組を作成している中東衛星チャンネル (MBC2) が番組を提供している。また、2015 年 2 月より、サウジアラビアのアル・ワリード・ビン・タラール・ビン・アブドゥルアジーズ・アル・サウド王子が所有する独立系衛星放送局 Al Arab News Channel のバーレーン国内開設及びアラビア語による放送が開始されるも、放送局開設認可時の技術的・運用上問題を理由に放送開始数時間で放送停止命令を受け、その後放送が再開されることなく、放送局免許停止が決定され、その後解除されることなく現在に至っている。

3 衛星放送

衛星アンテナの所有は公的には禁じられているが、88% の世帯がアンテナを所有している。BRTC やカタールの MBC が提供する無料チャンネルのほか、UAE に本拠を持つ Showtime/OSN や、カタールの Al Jazeera Sports の有料プログラムが視聴されている。

4 ケーブルテレビ

BRTC が 30 チャンネルからなる番組パッケージの MMDS による送信サービスを実施している。

V 運営体

バーレーン・ラジオ・テレビ公社 (Bahrain Radio and Television Corporation : BRTC)

Tel. : +973 1768 6000

幹部 : Sheikh Rashid bin Abd al-Rahman Al Khalifa (最高経営責任者 / CEO)
概要

1955年にラジオ、1973年にテレビ放送を開始。1993年に公社となる。運営費は国家予算から直接供与されるが、商業広告も受け付けている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

(1) インフォマティクス電子政府庁無線免許・周波数監視局 (Directorate of Wireless Licensing Frequency & Monitoring (DWLFM) , Informatics and e-Government Authority)

Tel. : +973 1737 7277

URL : http://www.cio.gov.bh/cio_eng/SubDetailed.aspx?subcatid=687

所在地 : P.O. Box 26627, Adliya, BAHRAIN

所掌事務

DWLFM は、インフォマティクス電子政府庁 (Informatics and e-Government Authority) の傘下であり、政府、企業、アマチュア無線免許及び船舶・航空機の無線局免許等を発行する。このほかに DWLFM は無線通信事業免許発行基準の策定、周波数配分と周波数管理データベースの維持、無線機器の技術基準策定及び電波監視等を所掌する。また、ITU 等の国際的な場において電波政策に関して国を代表するとともに、ITU の決定に従って国内の衛星通信を管理する。

(2) 電気通信規制庁 (TRA)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

周波数分配に基づいた免許の発行及び管理、電気通信機器の型式認定等を所掌する。

2 標準化機関

工業・商業・観光省バーレーン規格計量局 (Bahrain Standards & Metrology)

Directorate, Ministry of Industry, Commerce and Tourism : BSMD)

Tel. : +973 1757 4871

<http://www.moic.gov.bh/En/Commerce/StandardizationConsumerProtection/StandardsMetrologyDirectorate/Pages/index.aspx>

所在地 : P.O. Box 5479, Manama, BAHRAIN

所掌事務

BSMD は 1985 年の政令 16 号によって国の標準化機関として設立された。バーレーンの技術基準及び国家標準規格は国家規格・計量委員会 (National Committee for Standards & Metrology) が制定し、BSMD が管理する。BSMD は国内産品及び輸入品が標準規格に従っていることを担保するとともに、計量標準を維持する。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

TRA は 2006 年 6 月に電波政策の基本と今後の計画を交通省 (Ministry of Transportation : MoT) と共同で策定した。策定に当たっては、従来の電波政策を国際的な動向を踏まえて再評価し、更にパブリック・コメントの募集も行った。発表された政策では、MoT と TRA の周波数管理における役割分担を以下のように規定した。

- ・ MoT は、TRA の申請に基づいて、通信用途の周波数を分配する。
- ・ MoT はすべての詳細情報を含む周波数登録原簿を管理する。
- ・ TRA は公開かつ透明な手続で、差別なく周波数を割り当てる。
- ・ ITU の周波数分配に従った国内周波数分配方針を維持する。

また、Wi-Fi、WiMAX、固定無線通信等、需要の大きな周波数に対する分配方針が示されるとともに、新技術・サービス導入のプロセスについても明確化を図った。

放送用及び軍・保安機関用周波数の管理については、通信規制機関は関与しない。

2 周波数割当及び無線局免許制度

無線局免許は、ケース・バイ・ケースでオークション又は先着順によって付与する。免許の種類として通常の免許に加えて、免許不要局に相当する軽免許制度 (light licensing regime) と技術試験等のための一時免許制度がある。軽免許制度は、Wi-Fi 機器などの小出力無線機器の利用増加に対応して制定された制度である。バーレーンでは免許不要で使用できる周波数帯は規定されていないが、軽免許制度を導入することによって、Wi-Fi 機器などの活用を図っている。2.4GHz の Wi-Fi 機器の場合は、免許期間は 5 年とされている。

2006年10月、全国固定無線サービス網（NFWS）構築のために、WiMAXを使用することも可能な3.5GHz帯（3410-3500/3500-3590MHz）の免許がオークションされた。2006年12月に9社が入札し、2社が合計1,000万BHDで落札した。2007年9月には1社（Zain）による音声及びデータサービスが開始された。また、これまで割り当てられていないGSMガードバンドを利用することを目的に、1790-1800MHzの1免許がオークションによって付与された。

また、TRAは、2012年3月に、2.6GHz帯、2.1GHz帯、1.8GHz帯、900MHz帯、1.9GHz帯の計145.6MHz幅の割当計画を作成していることを明らかにした。基本方針として、LTE及びLTE-Advance等の最新技術を使用した4Gサービスを提供できる事業者に周波数を割り当てる予定が提示された。これらの周波数帯域は、2012年から順次利用可能となり、うち、2.6GHz帯が、民間へ開放することとされた。2012年末までにまず40MHz幅が、2014年末までに30MHz幅が、それぞれ利用可能になった。周波数割当手続としてオークションが採用されるものと見られ、実施時期は、2012年第4四半期から2013年第1四半期と見込まれていた。TRAは2013年3月31日にLTE用の900MHz、1.8GHz、2.1GHz、2600MHz帯の入札を実施する予定であったが、予定日に入札は実施されず、その後2013年6月に入札を白紙に戻した。規制当局は計画を撤回後、応札者が支払った登録手数料を払い戻すと発表。入札が取りやめられた背景には、入札がBatelco、Zain、Vivaのみに公開されていたことに対して、WiMAX事業者であるMenatelecom社が入札への参加許可を求めて法的訴訟を起こしたことがあった。TRAは、本来応札参加資格に制限を設けていなかったが、既存移動体通信事業者3社がロビー活動を行ったことにより、当該3社のみが入札可能な状況となっていた。その後、バーレーン政府は、4G周波数オークションを中止することを決定したが、TRAはMenatelecomが保有している周波数帯を利用して、LTE固定無線サービスを提供することを許可し、2013年9月には、既存移動体通信事業者に対して、900MHz帯、1.8GHz帯、2.1GHz帯を利用してLTEサービスを提供することを認めている。

3 電波利用料制度

電波利用料額は社会・経済的な目的の達成に寄与することを目途に決定される。そのために、利用周波数、バンド幅、商業利用の場合の収益額を反映する。TRAの電波利用料収益は、2008年には約200万BHDであった。

4 電波の安全性に関する基準

2009年に電磁環境に関するSAR（比吸収率）などの基準値と測定方法を定める法令を策定した。基準値は1998年の国際非電離放射線防護委員会（ICNIPR）のガイドラインに従っている。

Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表 URL (2009 年 1 月現在) :

<http://www.tra.org.bh/media/documen/The%202009%20National%20Frequency%20Plan.pdf>